

人間文化研究機構受託研究等経費算定規程

平成16年11月15日
人間文化研究機構規程第72号
平成23年11月15日改正
平成26年3月5日改正
令和元年9月9日改正
令和2年3月30日改正
令和7年1月14日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）が設置する大学共同利用機関（以下「各機関」という。）における外部からの委託を受けて実施する研究及び受け入れる研究員等の経費の算定方法等に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。

| 用語 | 定義 |
|-----------------|--|
| 受託研究 | 人間文化研究機構受託研究規程に定める受託研究 |
| 企業等との共同研究 | 人間文化研究機構と企業等との共同研究規程（以下「企業等との共同研究規程」という。）に定める共同研究 |
| 企業等共同研究員 | 企業等との共同研究規程第2条第2項に定める企業等共同研究員 |
| 受託研究員 | 人間文化研究機構受託研究員規程に定める受託研究員 |
| 内地研究員 | 人間文化研究機構外来研究員規程（以下「外来研究員規程」という。）第2条第1号に定める内地研究員 |
| 私学研修員 | 外来研究員規程第2条第2号に定める私学研修員 |
| 専修学校研修員 | 外来研究員規程第2条第3号に定める専修学校研修員 |
| 公立高等専門学校研修員 | 外来研究員規程第2条第4号に定める公立高等専門学校研修員 |
| 公立大学研修員 | 外来研究員規程第2条第5号に定める公立大学研修員 |
| 国際交流基金招へい外国人研究者 | 外来研究員規程第2条第7号に定める独立行政法人国際交流基金が行う招へい研究者のうち、独立行政法人国際交流基金の規定において受入機関に対し研究料等を負担することができると定められた研究者 |
| 外国人受託研修員 | 人間文化研究機構外国人受託研修員規程に定める外国人受託研修員 |
| 受託研究等 | 受託研究、企業等との共同研究により行う研究及び受託研究員、内地研究員、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員、国際交流基金招へい外国人研究者が行う研究及び外国人受託研修員が行う研修 |

(経費の区分)

第3条 受託研究等の経費は、次の3種類に区分する。

- (1) 直接経費
- (2) 間接経費
- (3) 研究料

(直接経費)

第4条 直接経費は、受託研究及び企業等との共同研究のための直接的な経費とする。

- 2 直接経費の算定方法等は、別表第1に定める。
- 3 大学共同利用機関法人人間文化研究機構におけるP I 人件費支出制度に関する要項第2条に該当し、機関の長の承認を得た場合は、承認された額を直接経費の入件費に計上するものとする。

(間接経費)

第5条 間接経費は、受託研究または企業等との共同研究の実施に伴い各機関の管理等に必要となる間接的な経費とする。

- 2 間接経費の算定方法は、受託研究については直接経費の額に30%、企業等との共同研究については直接経費の額に10%を乗じた額とし、円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、間接経費の額を減額又は免除することができる。
 - (1) 契約の相手方が国、独立行政法人及び地方自治体（以下「国等」という。）の場合で、相手方の歳出予算等に前項の額が措置されていない場合
 - (2) その他特別な事情がある場合

(研究料)

第6条 次の各号に掲げる研究者、研究員及び研修員（以下「研究員等」という。）から研究料を徴収し、その徴収した研究料は研究員等のための諸経費とする。

- (1) 受託研究員
 - (2) 企業等共同研究員
 - (3) 内地研究員
 - (4) 私学研修員
 - (5) 専修学校研修員
 - (6) 公立高等専門学校研修員
 - (7) 公立大学研修員
 - (8) 国際交流基金招へい外国人研究者
 - (9) 外国人受託研修員
- 2 外来研究員規程第2条第8号に定める研究者のうち派遣機関または派遣助成団体等において受入機関に対し研究料を負担することの規定を定めているものについては、研究料を徴収するものとする。
 - 3 第6条第1項から第2項までの研究料の算定方法等は、別表第2に定める。
 - 4 外来研究員規程第2条に定める研究員のうち、本条第1項及び第2項に掲げる研究員以

外の研究員及び別に定める人間文化研究機構特別共同利用研究員規程の研究員については、各機関において特別の定めがある場合を除き、研究料を徴収しないものとする。

(納入すべき額等)

第7条 受託研究等の経費の総額は、直接経費、間接経費の合計額に消費税額を加えた額及び研究料、または研究料の額とする。

(納入の時期)

第8条 受託研究及び企業等との共同研究については契約締結の日から、第6条第1項及び第2項に定める研究料については受入を承認した日から、本機構の指定する日までに納入しなければならない。

- 2 受託研究及び企業等との共同研究については、契約書に別の定めがある場合、契約書の定めを優先するものとする。
- 3 研究料の納入者が国等の場合、受入承認時に、受入れ期間に該当する国等の予算が成立していないときは、国等の予算成立後、本機構の指定する日まで納入を猶予するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定める経費は、受託研究等の制度及び物価の変動等により、改正することができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月14日から施行する。

別表第1（第4条関係）

直接経費

| 研究区分 | 算定方法等 |
|-----------|---|
| 受託研究 | <p>受託研究に必要な備品費、消耗品費、人件費（研究支援者を雇用する場合は、別に定める人間文化研究機構契約職員就業規則、人間文化研究機構パートタイム職員就業規則及び人間文化研究機構職員退職手当規程（以下「契約職員就業規則等」という。）に基づく額に、社会保険料等を加えた額とする。）、光熱水料（計算式は下記による。）、旅費、その他研究に直接必要となる経費。</p> <p>※光熱水料計算式</p> <p>①研究スペース面積（A） ②光熱水料単価（B：受託機関の前年度実績額/受託機関の延床面積） ③計算式： $A \times B \times \text{受託月数} / 12$</p> |
| 企業等との共同研究 | <p>企業等との共同研究に必要な備品費、消耗品費、人件費（研究支援者を雇用する場合は、別に定める契約職員就業規則等に基づく額に、社会保険料等を加えた額とする。）、光熱水料（計算式は下記による。）、旅費及びその他研究に直接必要となる経費。</p> <p>※光熱水料計算式</p> <p>①研究スペース面積〔A〕 ②光熱水料単価〔B：受入機関の前年度実績額/受入機関の延床面積〕 ③経費負担割合〔C：契約の相手方の機関常駐共同研究者数/（契約の相手方の機関常駐共同研究者数+受入機関参画共同研究者数）〕 ④計算式： $A \times B \times C \times \text{研究月数} / 12$</p> |

別表第2（第6条関係）

研究料

| 区 分 | 算 定 方 法 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|-----|-----------|-----|----------|---|-----------|-----|-----------|-----|----------|---|-----------|-----|-----------|-----|----------|---|-----------|-----|----------|-----|---------|---|----------|
| 第6条第1項から第2項に定める研究員等 | <p>研究員等が各機関において研究を行う経費及び、相手方機関が各機関へ研究員等を派遣することにより、その受入れに係る庶務・情報・施設・安全管理等に係る経費として、下記の額（消費税相当額を含む）。</p> <p>①受託研究員 長期（6ヶ月を超えて1年以内）</p> <table> <tr> <td>研究費</td> <td>472, 400円</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>94, 400円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>566, 800円</td> </tr> </table> <p>短期（6ヶ月以下）</p> <table> <tr> <td>研究費</td> <td>235, 700円</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>47, 700円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>283, 400円</td> </tr> </table> <p>(1) 研究料納入後の長期短期の区分変更は認めない。</p> <p>(2) 上記に定める研究期間の範囲内で、研究中止後研究を再開し、又は研究期間を延長することとなる場合には、同一の受託研究員に係る研究料は改めて徴収しない。</p> <p>(3) 原則として既納の研究料は還付しない。</p> <p>②企業等共同研究員 1年度につき</p> <table> <tr> <td>研究費</td> <td>472, 400円</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>94, 400円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>566, 800円</td> </tr> </table> <p>(1) 研究料の月割り計算は行わないものとする。</p> <p>(2) 上記に定める研究期間の範囲内で、研究中止後研究を再開し、又は研究期間を延長することとなる場合には、同一の共同研究員に係る研究料は改めて徴収しない。</p> <p>③内地研究員 1ヶ月につき</p> <table> <tr> <td>研究費</td> <td>29, 300円</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>5, 800円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35, 100円</td> </tr> </table> <p>(1) 研究開始及び終了時の月の日数が30日に満たない場合は1ヶ月に切り上げるものとする。</p> <p>(2) 研究員等の研究内容等により、研究費を増額する必要がある場合は、派遣学校長等と協議のうえ、増額することができる。ただし、管理費については、上記に定める額とする。</p> <p>(3) 原則として既納の研究料は還付しない。</p> | 研究費 | 472, 400円 | 管理費 | 94, 400円 | 計 | 566, 800円 | 研究費 | 235, 700円 | 管理費 | 47, 700円 | 計 | 283, 400円 | 研究費 | 472, 400円 | 管理費 | 94, 400円 | 計 | 566, 800円 | 研究費 | 29, 300円 | 管理費 | 5, 800円 | 計 | 35, 100円 |
| 研究費 | 472, 400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理費 | 94, 400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 566, 800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研究費 | 235, 700円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理費 | 47, 700円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 283, 400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研究費 | 472, 400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理費 | 94, 400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 566, 800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研究費 | 29, 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理費 | 5, 800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 35, 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------|--------|-----|---------|
| ④私学研修員 | 1ヶ月につき | 研究費 | 31,400円 |
| ⑤専修学校研修員 | | 管理費 | 6,300円 |
| ⑥公立高等専門学校研修員 | | 計 | 37,700円 |
| ⑦公立大学研修員 | | | |
| ⑧国際交流基金招へい外国人研究者等 | | | |

- (1) 研究開始及び終了時の月の日数が30日に満たない場合は1ヶ月に切り上げるものとする。
- (2) 研究員等の研究内容等により、研究費を増額する必要がある場合は、派遣学校長等と協議のうえ、増額することができる。ただし、管理費については、上記に定める額とする。
- (3) 原則として既納の研究料は還付しない。

| | | | |
|-----------|--------|-----|----------|
| ⑨外国人受託研修員 | 1ヶ月につき | 研修費 | 228,100円 |
| | | 管理費 | 8,500円 |
| | | 計 | 236,600円 |

- (1) 研究開始及び終了時の月の日数が30日に満たない場合は1ヶ月に切り上げるものとする。
- (2) 原則として既納の研究料は還付しない。

| | | | |
|----------------|--------|-----|---------|
| ⑩第6条第2項に定める研究員 | 1ヶ月につき | 研究費 | 31,400円 |
| | | 管理費 | 6,300円 |
| | | 計 | 37,700円 |

- (1) 研究開始及び終了時の月の日数が30日に満たない場合は1ヶ月に切り上げるものとする。
- (2) 派遣機関又は派遣助成団体等で定める額が、上記金額に満たない場合は、派遣機関又は派遣助成団体等で定める額とすることができる。その場合、派遣機関又は派遣助成団体等で定める額を1.2で除した額のうち、1に相当する額を研究費、0.2に相当する額を管理費とする。
- (3) 原則として既納の研究料は還付しない。